

山陽小野田市農業委員会

第 2 0 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 2 8 年 2 月 4 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 2 分

2. 開催場所 仮設山陽総合事務所 2 階 会議室

3. 出席委員

会 長	1 7	上 田 進
会長職務代理者	1 3	川 空 忠 男
委 員	1	松 村 孝 子
	4	田 中 覺
	6	篠 原 佐二郎
	7	齊 藤 勇
	8	高 畑 憲 二
	1 0	二 井 太刀男
	1 1	福 間 武 勝
	1 2	木 村 芳 則
	1 4	村 上 俊 治
	1 5	縄 田 國 和
	1 6	田 尾 光 一
	1 8	辻 村 勝 好
	1 9	花 本 徳
	2 0	中 重 壽
	2 1	長谷川 邦 夫
	2 2	山 本 シゲ子
	2 3	松 本 隆 博
	2 4	水 津 治
	2 5	重 永 達 記

4. 欠席委員

2	大 田 チズ子
3	中 富 高 義
5	眞 鍋 喜久夫
9	伊 藤 周 作

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第77号 農地法第4条 転用

議案第78号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第38号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設定に伴う
農地の転用について

報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第79号 農地利用集積計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 阿 武 恒 美

主 任 村 長 康 宣

7. 会議の概要

議長	只今より第20回山陽小野田市農業委員会総会を開会します。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員は2番大田委員、3番中富委員、5番眞鍋委員、9番伊藤委員です。それでは議事日程のとおりに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。本日の議事録署名委員は15番縄田委員と16番田尾委員にお願いします。会議書記は事務局です。 それでは議事に入ります。議案第77号農地法第4条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	今月の農地法第4条の許可申請は1件です。議案第77号番号21について議案書をもとにご説明いたします。申請人が大字□□□□番地1、□□□□。土地の表示が大字□□□□番3、外1筆。地目が畑、面積が967㎡の用途地域内です。転用の目的は集合住宅入居者用の駐車場です。本案件は、現駐車場を貸主に返還し、新たに駐車場を建設しようとするものです。申請地は都市計画法に規定する用途区域内の第3種農地と判断されます。ご審議の程お願いします。
議長 7番	現地調査報告をお願いします。 事務局2名、川空委員と私の4名で調査を行いました。□□□□地区の□□□□自治会と言いまして、旧国道2号線と国道190号線が交わる交差点付近で毎年□□□□がある□□□□入り口で、□□□□の裏側の位置にございます。現在は□□□□番1の駐車場を借りていましたが、□□□□被害があり約1m高い□□□□番1、□□□□番3に駐車場を建設することとなりました。現地は柑橘類が10本程度植えてありました。4ページの利用計画図にあるように25台分の駐車場を建設します。駐車場に入るための入り口は市道側で進入スペースをつくり、簡易アスファルト舗装で整備する計画です。駐車場の番号の25の横にスペースがありますが、この部分につきましては柑橘類を植える計画だそうです。境界はブロックで施工するということなので問題となる事項はございませんでした。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入

ります。番号21について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

全員賛成により議案第77号番号21については承認といたします。続いて、議案第78号農地法第5条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。

局長

今月の農地法第5条の申請は6件です。議案第78号番号73について議案書をもとにご説明いたします。貸付人が大字□□□□番地、□□□□。借受人が大字□□□□番地、河野翔太。土地の表示が大字□□□□番13、地目が畑。面積が330㎡の農用地外です。転用の目的は自己用住宅です。本案件は、実家近くの農地を借受け自己用住宅を建設しようとするものです。申請地は公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地と判断されます。ご審議の程お願いします。

議長

現地調査報告をお願いします。

7番

自治会は□□□□自治会です。7ページの下側の雨堤の下に道路がございます。この道路を左に1kmほど行きますと□□□□がございます。右側の□□□□川を下ると海側に出る道があり□□□□に行く道がございます。親から借りて自己用住宅を建設します。現地はすでに10cm程真砂土が敷いてありました。その場で許可なく整地にしないで下さいと指導はしました。道路面との高さはほぼ平行に施工し、汚水等は合併浄化槽、雨水等は排水管計画で既設の中心枠に放流する計画です。境界には杭が打ってあり問題となるような事項はございませんでした。

議長

何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号73について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

全員賛成により議案第78号番号73については承認といたします。続いて、番号74について事務局より説明を求めます。

局長

議案第78号番号74について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地、□□□□。譲受人が大字□□□□番地2、□□□□。土地の表示が大字郡□□□□番4、地目が田。面積が939㎡の農用地外です。転用の目的は資材置場、駐車場です。本案件は、事業拡大に伴い資材置場を建設しようとするものです。申請地は公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地と判断されます。なおこの事案につきましては、平成27年11月に申請許可しその後取り下げた事案ですがその後事業規模や事業内容を見直して今回申請に及んだものです。ご審議の程お願いいたします。

議長 7 番	現地調査報告をお願いします。 先ほど事務局が説明されたように、昨年の11月の総会、議案第66号で審議し承認されましたが取り下げを行い、面積が前回1,397㎡だったのが今回939㎡に縮小されて再度申請されました。現地は□□□□自治会で14ページの地図を見ていただければわかるかと思います。譲受人は□□□□業で事業拡大のため用地を購入して資料17ページの配置で資材置場を設置します。現地は休耕地で管理しているのは田ですが、アスファルト舗装の側道から約1.3m下の場所です。境界から約1m後退して高さ50cmから80cmの盛土で整地するそうです。既設の側溝はそのままで隣接地の□□□□番4の耕作地の所有者には了解を得ているそうです。出入り口にはガードレールが設置していますが撤去について申請中だそうです。分筆した□□□□番1は保全管理するそうです。
議長 15番	何か質問はございませんか。
局長	前回はどのような理由で取り下げたのか。 前回は1,000㎡を越えておりまして開発行為の関係で経費が高く、事業計画を縮小せざるを得ないということになりました。
16番	前に□□□□さんが□□□□さんから土地を買ったのではないか。
局長	転用はしていないので売買はしていない状態です。
16番	1回元に戻して今回また申請をしたので許可が下りたら売買をするということですね。
局長	そうです。
16番	111番1は、このまま残すということですか。
7番	このまま残します。保全管理するとのことでした。
16番	出入り口がないのではないか。
7番	どこから進入するかは確認しませんでした。111番1は管理すると聞きました。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号74について賛成の方の挙手を求めます。
	(全委員 賛成)
	全員賛成により議案第78号番号74については承認といたします。続いて、番号75について事務局より説明を求めます。
局長	議案第78号番号75について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が□□□□号、□□□□、外4名。譲受人が□□□□丁目□□□□号、□□□□。土地の表示が大字□□□□番10、外1筆。地目が田、面積が989㎡の用途地域内です。転用の目的は資材置場です。本案件は、利便性の良い申請地を取得し、資材置場を

- 建設しようとするものです。申請地は都市計画法に規定する用途区域内の第3種農地と判断されます。ご審議の程よろしく願います。
- 議長 13番 現地調査報告をお願いします。
19ページをご覧ください。旧国道を通り□□□□のバス停があり、その手前にこの図面では田になっていますが□□□□が出来ています。その□□□□から100m行ったところに現地がございます。資材置場として利用しようということです。□□□□川がありますが川の工事をした際に資材を置くために現地にはバラスが敷いてありました。50cmくらい埋めるのではないかと思います。長年そのままの状態でしたがバラスが撒いてあったので草もあまり生えておりません。問題になるようなことないと思います。
- 議長 14番 何か質問はございませんか。
□□□□番11も同じ名義ですか。分筆して分かれたということですよ。
- 局長 14番 所有者は同じで、すでに分筆済みです。
□□□□番11は、道路や水路については問題ないのですか。田んぼとして残るのですか。
- 局長 6番 田として残りますが、申請地は道路面との高さがあまりないので機械は入れます。
下水道工事をしたので幅は狭いですが、舗装をして下水は通っていると思います。
- 局長 14番 下水道工事の一時転用で使った部分です。
□□□□番6、□□□□番7の土地の所有者は誰ですか。宅地になっているのですか。
- 局長 14番 資料がないので所有権の確認は出来ません。住居が建っており、住宅地図にも名前が載っています。
□□□□番11だけが田として残るのですね。
- 局長 20ページで東側の方に道と書いてありますが、多少の道路幅がございますので小さい機械でしたら入ります。
- 16番 太線で細長く書いてあるのは何か。
14番 □□□□番1の土地。
16番 細長くなっているのは水路ですか。
13番 水路があります。家の排水です。
局長 個人名義の水路も含めたものになります。
4番 □□□□は□□□□ですか。
局長 □□□□有限会社です。
14番 先ほど□□□□番1は水路と言っていましたが、どういうことで

	すか。
局長	現況は水路になっていました。個人が何らかの排水をするために自分の名義の土地を水路にしたのだと思います。
1 4 番	水路まで買うということであれば、転用をすることでこの水路を使っている人は水路として使えなくなるのではないか。
局長	雨水の関係は出てくるとは思いますが、公共下水が入っていますので大きな問題はないかと思います。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 7 5 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成)
	全員賛成により議案第 7 8 号番号 7 5 については承認といたします。続いて、番号 7 6 について事務局より説明を求めます。
局長	議案第 7 8 号番号 7 6 について議案書をもとにご説明いたします。貸付人が大字□□□□番地 2 9、□□□□、外 1 名。借受人が大字□□□□番地 2 9、□□□□。土地の表示が大字□□□□番 1 1 4、地目が畑。面積が 8 3 8 m ² の内 4 2 9 m ² の用途地域内です。転用の目的は自己用住宅です。本案件は、所有者が今後管理困難が予想されるため親族に貸付け自己用住宅を建設しようとするものです。申請地は都市計画法に規定する用途区域内の第 3 種農地と判断されます。ご審議の程お願いします。
議長	現地調査報告をお願いします。
7 番	2 2 ページをご覧ください。□□□□駅の□□□□内です。さくら公園があり、右側には□□□□がございます。現地の原状は道路面より 2 0 c m 高い状態の畑地で現在はブルーベリーが 1 0 本程度植えています。8 3 8 m ² の内 4 2 9 m ² を親族から借りて自己用住宅を建設するということです。境界線はきちんとしており現状の 2 0 c m の高さで施工して住宅を建設する計画です。汚水は公共下水で雨水は既設の用水路に流すようです。特に問題となるような事項はございませんでした。
議長	何か質問はございませんか。
2 1 番	雨水はどこを通っているのか。
7 番	前側の側溝にあります。
4 番	□□□□さんと□□□□さんの持分の書き方で単純に 2 分の 1 と書いたらいいのにどうしてこのような書き方になっているのか。
事務局	旧所有者の相続の段階で決まっていたのではないかと思います。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 7 6 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成)

	全員賛成により議案第78号番号76については承認といたします。続いて、番号77について事務局より説明を求めます。
局長	議案第78号番号77について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が□□□□丁目□□□□号、□□□□。譲受人が福岡県□□□□番地5、□□□□。土地の表示が大字□□□□番、地目は田。面積が577㎡の用途地域内です。転用の目的は太陽光発電システムの設置です。本案件は、高齢により耕作できなくなった農地を取得し、太陽光発電設備を建設しようとするものです。申請地は都市計画法に規定する用途区域内の第3種農地と判断されます。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	現地調査報告をお願いします。
13番	現地は野来見というところです。この上には□□□□の住宅がございます。□□□□の住宅を下がると現地がございます。太陽光発電を設置するということですが入る道がないです。申請地の隣に田中さんが田を作っているので□□□□さんに説明をしておかないと工事は出来ませんよと伝えました。草を刈ってきれいに管理していました。道がないのでどのように工事をするのかなと気になりました。
議長	何か質問はございませんか。
18番	以前□□□□さんは私の家の南側の方に太陽光を設置したいと業者が話をしてきたのでこの件かと思ったのですが場所が違ったので、気になりました。場所はあっていますよね。
局長	現地調査も行いましたし、出された資料もきちんとしておりましたのでこの位置で間違いはないと思います。太陽光発電の場合、先に電力会社との申請等がありますがその申請についてもこの番地でした。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号77について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第78号番号77については承認をいたします。続いて、番号78について事務局より説明を求めます。
局長	議案書の訂正をいたします。34ページをご覧ください。大きい字で5条79と書いてありますが5条78の間違いです。訂正をしてお詫びを申し上げます。それでは議案第78号番号78について議案書をもとにご説明いたします。貸付人が大字□□□□番地1、□□□□。借受人が宇部市□□□□番地1□□□□、□□□□。土地の表示が大字□□□□番4、地目は畑。面積が401㎡の農用地外です。転用の目的は自己用住宅です。本案件は、親族の土地を借

	り受け、自己用住宅を建設するものです。申請地は公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地と判断されます。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長 13番	現地調査報告をお願いします。 □□□□交差点から□□□□の方に行くと□□□□がござい ます。そこの手前を上ると現地がござい ます。□□□□さんの畑です が娘夫婦が家を建てるとい うことです。現地は非常に きれいに して あり まし た。反 対側 は絶 壁で す。
議長	何か質問はござい ませんか。無いよう でしたらこれより採 決に入 ります。番号78に ついて賛成の方の 挙手 を求 めま す。 (全委員 賛成) 全員賛成により議 案第78号番号78 のつ いて は承 認と いた し ま す。続 いて、 報告 第38 号に ついて 事務 局よ り説 明を 求 めま す。
局長	報告第38号番号3 につ いて 議案 書を もと にご 説明 いた しま す。 届出人が広島県□ □□□ 号、□ □□□ 株式 会社。 土地 の表 示が 大字 □□□ 番1、 地目 は畑。 面積 が44 1㎡の 内4㎡ の農 用地 外で 転用 内容 は携 帯電 話無 線基 地局 の設 置で す。本 案件 は、認 定電 気通 信事 業者 が行 なう 中継 施設 等の 設置 に伴 う転 用届 であり 携 帯電 話の 無線 基地 局設 置で あり ます。 申請 地は 公共 投資 の対 象と なっ てい ない 小団 地の 第2 種農 地と 判断 され ます。 ご審 議の 程、 よろ しく お願 いし ます。
議長	何か質問はござい ませんか。無いよう でしたら報告第38 号の審 議を 終わ りま す。続 いて、 報告 第39 号農 地法 第18 条第 6項 の規 定に よる 通知 につ いて 事務 局よ り説 明を 求 めま す。
局長	今月の農地法第18 条第 6項 の規 定に よる 通知 は番 号70 、71 の2 件で す。現 契約 を合 意に よ り解 約す るも の で す。ご 審議 の程 お願 いし ます。
議長	何か質問はござい ませんか。無いよう でしたら報告第39 号の審 議を 終わ りま す。続 いて、 議案 第79 号農 用地 利用 集積 計画 案につ いて 事務 局よ り説 明を 求 めま す。
局長	議案第79号農用地 利用 集積 計画 案につ いて 説明 しま す。 山陽小野田市長より 平成28 年2月 4日付 けで 農用地 利用計 画案の 決定を 求めら れてお りま す。今 月の農 業経営 基盤強 化促進 法第18 条第1 項の規 定に よる 案件は 整理番 号24番 から32 番まで の9件、 21筆、 32, 76 83㎡で ござい ます。ご 審議の 程お願 いし ます。
議長 4番	何か質問はござい ませんか。 □□□□さんと□□ □□さん ですが、 □□□□ さんは 大手農 業の

農林水産課
議長

方ですか。

そうです。

他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第79号について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

全委員賛成により議案第79号については承認いたします。

次に事務局よりその他について説明をお願いします。

局長

その他の連絡事項の前に1つお願いがあります。農地意向調査実施要領という紙を用意しております。農地法の改正が平成21年12月にありました。そのときに農地利用状況調査、市内の農地を全て調べるというのが平成21年12月の改正です。これが義務付けされたために農業委員会が市内全部の農地の調査をずっと続けているところです。今度は利用意向調査というのが農地法の中入ってきます。1筆ずつ調査をして遊休農地のところを今度はこれをどうしますかというのが意向調査です。調査の方法として利用状況調査の結果A分類、再生利用可能な荒廃農地で荒廃農地だが農地に戻せるものがA分類と判断されます。A分類となったところは所有者に対して後ほど説明します調査票で聞き取り、郵送などで調査を実施します。調査の内容としては農地中間管理機構に農地を預けたい。しかし農地中間管理機構がすぐに預かって処理をしてくれるかという難しい部分もありますので農家の意向をよく聞いて下さい。自分で誰か耕作者を見つけて貸してもいい、売りたいというのがイの項目になります。ウにつきましては自ら耕作をする。このような調査になります。次に意向調査に基づく利用関係の調査ということで農業委員会は調査した意向を勘案しつつ、農地の農業用の利用増進が図られるよう利用調整または指導等を行うようになっております。農業委員会がこういった土地があれば斡旋をしていきますよ、あるいは管理の指導をしましょうと声かけをするような業務でございます。具体的な業務は意向の聞き取り、貸したいのか売りたいのか等を聞いていただいて解消に向けた話、草を刈ってくださいなどの声かけをしていただければと思います。なお、市外の方がたくさんいらっしゃいます。基本は事務局が郵送しますが、市外の方で不明者の方もいらっしゃいますので、そういった事案が出ましたら各委員さんと時間をかけて協議したいと思います。提出していただくものは各世帯の意向調査、3月18日が期限となっております。一覧表の済と書いてあるのは去年意向調査をして書類を出していただいたものです。意向調査の様式にインターネットに情報を公開しますか、しませんかという問いがございます。農地ナビという

ものがありネットに公表をしております。農地ナビは住所などで検索をすると土地の情報が出てきます。例えば農振に入っている、利用契約がされているなどといった情報が見られます。その中に遊休農地で貸したい、売りたいという情報も見ることが出来ます。みなさん方が調べてきていただいた情報をこちらで入力することになります。インターネットに出したくない方もいらっしゃると思いますので確認していただければと思います。必ず身分証をつけて調査をお願いします。意向調査については以上です。事務連絡がございます。2月6日の土曜日に事務所の移転を行います。8時30分から行います。軽トラックで机等を運ぼうと思います。上田会長、高畑委員、田中委員、中重委員、川空委員、齋藤委員のご協力を得ておりますがその他にいらっしゃればお願いします。短時間で終わらせたいと思いますので軽トラック、シートを持参でお願いします。次に個人番号の提出です。本日持って来られた方につきましては帰りまで提出をお願いします。源泉徴収ですが1月29日の金曜日に発送していますので届いているかと思います。源泉徴収で分からない部分がありましたら市役所の人事課に問合せをお願いします。4月から委員さんの報酬が変わります。4月の支払いから金額が変わりますのでお知らせをいたします。事務局からは以上です。

次回の現地調査は2月26日の金曜日9時から花本委員、辻村委員でお願いします。総会は3月3日の木曜日13時30分から複合施設2階研修室を予定しております。予定となっておりますので議案書が届きましたら場所を確認してください。

議長 以上をもちまして第20回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼)

お疲れ様でした。

閉会 14時42分

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
15番委員

議事録署名委員

16番委員